

文例（相続させたくない相続人がいる場合）

①廃除をする場合

第1条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、二男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 土地
所在 〇〇区〇〇町〇丁目
地番 〇〇番地〇〇
地目 宅地
地積 150平方メートル
- 2 建物
所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇
家屋番号 〇〇番〇〇
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
床面積 1階 100平方メートル、2階 95平方メートル

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を長女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 預貯金
金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
名義人 遺言者
- 2 第1条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第3条 遺言者の長男〇〇〇〇（生年月日）は遺言者のお金〇〇〇万円を勝手に持ち出し、また、しばしば遺言者に暴言を吐き、暴力を加えるなどして著しい虐待を続けるので、遺言者は、長男〇〇〇〇を廃除する。

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・
職業 〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

相続させたくない相続人がいる場合は、廃除によって相続権を失わせることができます。ただし、廃除には「被相続人に対して、著しい虐待や重大な侮辱をした推定相続人」という要件が

あり、誰でも廃除できる訳ではありません。また廃除の対象者は、遺留分を有する推定相続人であることが必要とされますので、兄弟姉妹などは廃除対象者外です。

廃除は生前行為でもできますが、遺言によってもできます。

｜ 廃除の手続き

遺言による廃除請求は、請求によって当然に廃除が認められるわけではなく、遺言者の死亡後に、遺言執行者が家庭裁判所に推定相続人廃除の申立をし、審判の結果、廃除の可否が決定します。裁判所は廃除を認めるにあたって、慎重に判断する傾向があり、廃除が認められる割合は低いと言われています。廃除の事由である暴行・侮辱・非行を受けた事実等を時系列で要約したもの等を証拠として作成しておけば、審判にあたって有利となりますので、事前に作成し、遺言執行者に託しておきましょう。また、廃除がみとめられなかった場合に備えて遺言を作成しましょう。

｜ 遺言執行者の指定

廃除には必ず遺言執行者が必要で、また申立手続や法的知識が必要ですので、弁護士などの専門家に依頼しておくとう手続きが円滑に進むでしょう。

文例（相続させたくない相続人がいる場合）

②特別受益を利用する

第1条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、二男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 土地
所在 〇〇区〇〇町〇丁目
地番 〇〇番地〇〇
地目 宅地
地積 150平方メートル
- 2 建物
所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇
家屋番号 〇〇番〇〇
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
床面積 1階 100平方メートル、2階 95平方メートル

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を長女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 預貯金
金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 定期預金
口座番号 〇〇〇〇〇
名義人 遺言者

2 第1条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第3条 遺言者の長男〇〇〇〇（生年月日）に対しては、平成〇〇年〇月に、遺言者に無断で遺言者名義の次の預金から金〇〇〇円を引き出し、現在まで返還がないため相続分はないものとする。

- 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 定期預金
口座番号 〇〇〇〇〇

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

- 住所 東京都〇〇区〇〇・・・
職業 〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

相続させたくない相続人がいる場合は、相続分をゼロと指定することもできます。遺言で相続分を指定したときは、法定相続分に優先します。相続分の指定は遺言以外ではできません。

｜特別受益を利用

ただし、相続分をゼロにされた相続人が遺留分権利者の場合、遺留分を侵害するような相続分の指定を行うと、後に相続人間で争いを生じさせることにもなり得ます。

相続させたくない相続人に対し、生前に遺言者から特別受益（結婚に際して多額の持参金をもったり、事業を興すのに資本金を出してもらったり、などの生前贈与）を受けた場合は、原則持戻し計算によって得た具体的相続分で計算されます。特別受益の額によっては、相続分をゼロにしても結果的に遺留分を侵害しない場合があります。遺言書に生前贈与の具体的な内容および金額までしておくとう分かりやすいでしょう。

｜遺留分に注意 遺言執行者の指定

ただし、特別受益の額が遺留分より少ない場合は、その足りない分について遺留分減殺請求権が発生しますので、遺言を作成の際は、推定相続人の遺留分を算出し、確認しておく必要があります。遺留分の計算については弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。また遺言執行者を指定しておくことで遺言どおりの執行が期待できます。相続開始後の相続人の負担も軽減されますし、手続きが円滑に進みます。